草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)

(平成 26 年度~平成 32 年度)

改訂版

平成 28 年 10 月 草津市

<目次>

1	ガイドライン策定にあたって	1
	(1) 本市を取り巻く財政状況	
	(2) ガイドライン策定の背景と目的	
2	ガイドラインの位置付け	3
	(1) ガイドラインの位置付け	
	(2) ガイドラインの計画期間および目標年度	
3	ガイドラインの内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) ガイドライン上の3つの視点	
	(2) 設定する指標および目標値	
	(3) 目標達成に向けた取組	
4	ガイドラインの進捗(達成)状況の検証	14
	(1) 当初予算編成時における指標の推移(平成 26 年度~平成 28 年度	隻)
	(2) 決算時における指標の推移(平成 25 年度~平成 27 年度)	
	(3) ガイドラインの進捗(達成)状況の検証	
	(4) 今後の取組について	
5	今後の財政収支見通し(財政フレーム)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1) 推計の前提となる基本条件	
	(2) 財政収支見通し(平成 29 年度~平成 32 年度)	
	(3) 財源不足への対応	
6	参考資料	26
	(1) 本市の決算状況の推移(平成 18 年度~平成 27 年度決算)	
	(2) 県内他市町、全国類似団体との比較(平成 26 年度決算)	
	(3) 財政指標の算定方法	
	(4) 主な財政用語の解説	

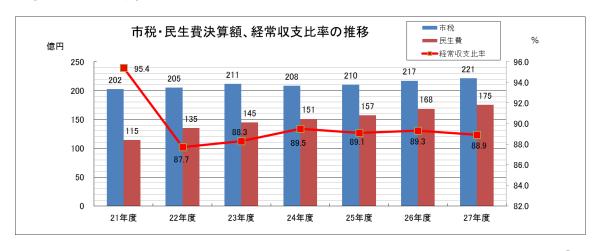
1 ガイドライン策定にあたって

(1)本市を取り巻く財政状況

全国的な傾向として、生産年齢人口の減少や景気低迷による企業業績の悪化等を背景に、 歳入の根幹である市税収入は、減少が続く一方で、少子高齢社会の進展等による社会保障関 係経費の増加が続いており、自治体の財政構造は弾力性を失い、硬直化が進行しています。

本市も例外ではなく、民生費を中心とした社会保障関係経費は大幅な増加を続け、財政規模を押し上げると同時に、財政の弾力性を示すとされる経常収支比率は近年高止まりの状況が続いています(資料①参照)。これまでのような右肩上がりの人口増加や経済成長を前提とした行財政運営では、財政の健全性を維持することが困難となってきています。

本市はこれまで京阪神のベッドタウンとして地の利を活かした民間開発や、区画整理事業等の実施により人口流入が進み、人口が増加している数少ない都市であり、全国的な傾向と比較すると、人口減少への転換期は幾分遅れて到来する見込みです。これは、本市がこれまで取り組んできた諸施策の成果の現れと言えます。しかしながら、今後は急速な高齢化が進行すると予想されており(資料②参照)、本市がこれからも持続的な発展を遂げていくためには、比較的財政状況が安定している今、将来に向けた財政規律の確保と、強固な財務基盤を確立することが求められています。



(資料①)

年齢区分別将来人口推計(第5次草津市総合計画 基本構想より抜粋)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
人口総数(人)	115,455	121,159	131,900	135,000	135,400	133,900
世帯数(世帯)	45,300	49,778	57,100	60,000	61,700	62,700
0~14歳人口(人)	17,034	17,593	19,100	18,100	16,100	13,800
15~64歳人口(人)	85,165	86,477	89,900	88,300	87,600	87,500
65歳以上人口(人)	13,059	16,738	22,500	28,400	31,400	32,200
0~14歳割合(%)	14.8	14.6	14.5	13.4	11.9	10.4
15~64歳割合(%)	73.9	71.6	68.3	65.5	64.8	65.5
65歳以上割合(%)	11.3	13.9	17.1	21.1	23.3	24.1

(H12、17は国勢調査、H22以降は推計値)

(資料②)

(2)ガイドライン策定の背景と目的

本市では、これまでも財政健全化に向けた取組として、債権管理の強化・適正化による歳入 確保や、事業の実施に備えた各種基金の積立、市債の新規借入額を毎年の元利償還額以下 に抑制する等の取組を進め、堅実な財政運営に努めてきました。

その結果、財政健全化判断比率をはじめとする主要な財政指標において、県内トップレベルの数値を堅持しており、公共施設の改修や再整備等、将来の大規模な投資にも耐えうる強固な財務基盤を備えつつあります。(資料③参照)

しかしながら、本市は、平成 26 年度以降において、未来に向けた投資として、草津川跡地整備や中心市街地活性化事業、廃棄物処理施設の更新、新小学校の建設などの大型の公共事業を集中的に実施しており、今後の見通しも含めて、平成 32 年度までの間に総額で 300 億円を超える大型の公共事業を計画しています。(資料④参照)

本格的な少子高齢社会が到来し、行政需要の拡大や地域経済の縮小等により予想される 慢性的な財源不足や、大規模事業の実施に伴い発生する公債費や維持管理経費といった将 来の財政負担への対応は、本市が抱える大きな課題です。

本市が目指す将来像である『出会いが織りなすふるさと"元気"と"うるおい"のあるまち 草津』の実現に向けた大規模プロジェクトの実施が集中する状況において、これらの課題を解決し、財政規律を損なうことなく持続可能な財政運営を維持していくためには、歳入・歳出両面における不断の事務改善、そして後年度の財政運営への影響を十分に見極めた上で、慎重かつ計画的な事業執行に努めていくことが重要となっています。

主要な財政指標の状況

工安心別以相保の仏が	平成26年度決算值					
項目	草津市	類似団体		全国市区町村	滋賀県市町	
	平年中	平均	団体内順位	平均	平均	
財政力指数	0.91	0.74	16/87	0.49	0.71	
実質公債費比率(%)	4.3	7.1	28/87	8.0	8.6	
将来負担比率(%)	-	33.8	1/87	45.8	18.0	

(資料③)

主な大規模事業(H26~32年度:ガイドライン計画期間中の推計額)

(単位:百万円)

事業名	期間	※ 車業弗	※ 事業費 財源内訳					
争未有	別旧	州川 次 争未复	围	県	市債	その他	基金	一般財源
老上西小学校建設事業	H26~28	4,574	841	0	2,471	0	603	659
野村公園整備事業	H26~32	7,514	2,961	0	3,937	0	543	73
草津川跡地整備事業	H26~32	5,407	2,065	566	1,871	80	182	643
廃棄物焼却施設等整備事業	H26~32	11,428	3,874	0	6,083	0	890	581
(仮称)市民総合交流センター整備事業	H26~31	3,158	406	0	2,103	0	440	209
合計		32,081	10,147	566	16,465	80	2,658	2,165

※H26、27年度は決算額、H28年度は予算額(H27年度からの繰越予算額含む)、H29年度以降は推計額。

(資料④)

このような中、第 5 次草津市総合計画等に掲げる施策を確実に推進するとともに、本市が将来にわたって持続的に発展していけるよう、各種の指標等について目標値を設定することにより、財政規律の確保を図り、健全な財政運営を維持していくことを目的として、平成 25 年10 月に財政規律ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定しました。

本改訂版は、第5次草津市総合計画の第3期基本計画との整合を図るとともに、進捗(達 成)状況の検証と、社会経済情勢や地方財政制度の変化に対応するため、収支見通しや目 標値等の見直しを行った上で策定するものです。

この取組により得られた成果を、市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを安定的に 提供していくことを通じて、市民へ還元していくことを目指します。

2 ガイドラインの付置付け

(1)ガイドラインの位置付け

ガイドラインは、第5次草津市総合計画の第2期基本計画で定める基本方針「健全な市政運 営」の実現を推進するためのものであり、財政運営計画をはじめとする各種の事業計画や予算 編成方針を策定する上での「財政的な指針」としての性格を有します。

また、各年度の決算分析、予算編成の両時点において、財政指標等の設定項目による中長 期的な視点での進捗管理(評価)を実施し、事業の予算化や歳出の削減(既存事業の廃止・見 直し)等を検討する上での経営ツールとして活用し、財政規律の確保を図ります。

(2)ガイドラインの計画期間および目標年度

計画期間は第5次草津市総合計画の構想期間である平成32年度までの7ヵ年とし、その前 提条件となる収支見通しについては、別途作成する財政フレームに合わせて毎年度修正を行 います。

なお、平成 28 年度は(本改訂版では)、ガイドライン計画期間における中間年度として、第 5 次草津市総合計画の第 3 期基本計画との整合を図るとともに、ガイドラインの進捗(達成)状況 の検証と見直しを行いました。

平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 第5次草津市総合計画(構想期間:平成22年度-平成32年度) 第2期基本計画(H25~H28) 第3期基本計画(H29~H32) 草津市財政規律ガイドライン H25ガイドライン策定 H28検証・見直し

ガイドラインと総合計画の年次スケジュール

3 ガイドラインの内容

(1)ガイドライン上の3つの視点

将来にわたって持続可能な規律ある財政運営を確保し、実効性のある仕組みとするため、本 ガイドラインでは以下の3つの視点に基づき、遵守すべき基準を設定し、進捗管理を行います。

(I)財政の弾力性を高めるための財政構造見直し

市税をはじめとする経常一般財源の伸びが減速する一方で、歳出面では義務的支出である 扶助費(社会保障関係経費)等の増加により、収支不足額は年々拡大傾向にあり、財政構造の 抜本的な見直しが急務となっています。そのため、歳入増に向けた取組を進めるほか、財政の 弾力性を高めるため、アウトソーシング(外部委託)の積極的な推進や執行体制の見直し、スク ラップ・アンド・ビルドを基本とした既存事業の廃止、見直し等を図りながら、歳出全般にわたって 更なる節減合理化を進めます。

(Ⅱ)将来への備えとなる財務基盤強化

経済情勢の悪化等による市税収入の減収や、財政支出の増加等、経営環境の急激な変化にも柔軟に対応し、安定的な財政運営を維持するため、財政調整基金をはじめとする各種基金の充実、効果的な活用を図ります。また、将来世代への負担を軽減するため、毎年度のプライマリー・バランスの黒字の確保や、市債の活用は極力交付税措置のある市債に限定するなどして、実質的な長期債務残高の増加を抑制し、財務基盤の強化に努めます。

(Ⅲ)財政リスクの把握と事前統制

大規模な公共事業は、一般的に、その財源として多額の市債の借入を伴うことから、維持管理経費を含めた後年度の財政負担が大きく、事業実施による一定の財政リスクが存在します。

従って、将来の財政運営に影響を与える恐れのある大規模な公共事業を計画する際は、事業実施の妥当性を検証するとともに、事前に財政運営計画の策定等を通じて、財政リスクを十分に把握した上で、事業の実施方針を決定します。

(2)設定する指標および目標値

ガイドラインでは、以下の項目について、計画期間中(平成 26~32 年度)の目標値を設定し、その達成を目指していますが、本改訂版では、一部の指標について、類似団体における平成 26 年度決算の平均値等に基づき、平成 29 年度から平成 32 年度までの目標値を更新しています。また、自治体財政の健全性は、議会と住民による監視と自立的な仕組みで担保されることが重要であるため、設定項目に基づく継続的な進捗管理を実施し、結果を公表することで、透明性を高め、効果的・効率的な行財政運営を推進します。

【財政構造見直しにかかる項目】

①経常収支比率 普通会計ベース

人件費、扶助費、公債費のような支出が義務付けられ、任意で縮減できない性質の経費や、 施設の維持管理経費等の毎年度発生する経常的な経費に対し、市税や地方交付税等の経常 的に収入される一般財源がどの程度充当されたかを示しており、自治体の財政構造の弾力性 を示すとされる指標です。

全国的な傾向と同様、本市も扶助費の逓増により、比率は高止まりの状況が続いています。 一般に大都市ほど比率は高くなる傾向があり、本市も都市としての成熟度が増してきたとも言え ますが、本市では人口規模や産業構造の類似した全国の他団体(以下「類似団体」という。)に おける平均値(平成 26 年度:90.8%)以下となるよう努めます。

当初策定時(平成 25 年 10 月)		改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年度決算値	89.5%	現在値 (平成 27 年度決算)	88.9%	
当初策定時の目標値	89.9%以下	中間見直し後 (H29-32)の目標値	90.8%以下	

類似団体: 平成 23 年度平均値 89.9% ⇒平成 26 年度平均値 90.8%

全国市区町村: 平成 23 年度平均值 90.3%⇒平成 26 年度平均值 91.3%

②人口1人当たり人件費・物件費等の合計 普通会計ベース

人件費等を含めたトータルコストの概念により行政サービスを点検・検証し、アウトソーシングの 積極的な推進や執行体制の見直し等により、効率的な事業運営を目指します。人口規模に応 じて、人件書・物件費等の予算規模は大きく異なることから、人口 1 人当たりの人件費・物件費 等の合計額(退職手当を除く人件費、物件費、維持補修費の合計)について、類似団体におけ る平均値(平成 26 年度:108,563 円)以下の水準を維持することを目標とします。

当初策定時(平成2	25 年 10 月)	改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年度決算値	99,935 円	現在値 (平成 27 年度決算)	102,232 円	
当初策定時の目標値	109,215 円以下	中間見直し後 (H29-32)の目標値	108,563 円以下	

類似団体: 平成 23 年度平均値 109,215 円 ⇒平成 26 年度平均値 108.563 円 全国市区町村:平成 23 年度平均値 119.477 円⇒平成 26 年度平均値 119.984 円

③市税収納率

市税の適正な賦課に努めるとともに、滞納整理の早期着手・早期処分を進め、税の公平性の確保、収納率の向上を目指します。本市の市税徴収率(現年課税分)は、類似団体の平均値を上回って推移していますが、広報等による納税意識の喚起、悪質滞納者への滞納処分を強化しつつ、計画期間中、類似団体における平均値(平成 26 年度:98.7%)以上の収納率を維持し、税収の確保を図ります。

当初策定時(平成 2	25年10月)	改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年度決算値	98.7%	現在値 (平成 27 年度決算)	99.0%	
当初策定時の目標値	98.2%以上	中間見直し後 (H29-32)の目標値	98.7%以上	

類似団体の平成 23 年度平均値 98.2%⇒平成 26 年度平均値 98.7%

④人口千人当たり職員数 普通会計ベース

本市は職員の大量退職期を乗り越え大きく職員構成が若返るなか、高度化・多様化する市民ニーズや人口増に伴う行政需要への対応が求められています。組織の新陳代謝は今後も進んでいきますが、事務事業の見直しや多様な雇用形態職員の活用などにより定員管理の更なる適正化を推進します。人口千人当たりの職員数について、ガイドライン策定時の水準の維持を目標として設定することにより、スリムで効率的な組織体制の実現を目指します。

当初策定時(平成 25	年10月)	改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成25年4月1日時点	5.38 人	現在値(平成 28 年 4 月 1 日現在)	5.26 人	
計画期間中 (H26-32)の目標値	5.38 人以内			

類似団体:平成23年度平均值6.65人 ⇒平成26年度平均值6.38人全国市区町村:平成23年度平均值7.17人⇒平成26年度平均值6.96人

⑤ラスパイレス指数

市では、総人件費の抑制を図るため、職員の給与制度については、毎年度のラスパイレス指数を参考に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度を基本としながら、地域の民間給与を反映した県人事委員会の勧告に準拠し、給与水準の適正化を図ります。

当初策定時(平成	25年10月)	改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年 4 月 1 日時点 (※参考値 101.2)		現在値 (平成 27 年 4 月 1 日現在)	102.1	
計画期間中 (H26-32)の目標値	100.0			

類似団体: 平成 23 年度平均値 107.4 ⇒平成 26 年度平均値 98.9 全国市: 平成 23 年度平均値 106.9 ⇒平成 26 年度平均値 98.6

※国家公務員の給与削減措置がないとした場合の、本市の参考値

【財務基盤強化にかかる項目】

⑥財政調整基金等残高

大規模な財政支出や急激な税収の落ち込み等の将来のリスクへの備えとして、毎年度生じた 決算剰余金を各種基金への積立てもしくは取崩しの抑制に活用し、基金ストックの充実を図りま す。その中でも、緊急時の応急的な財源補完と年度間の財源調整機能を有する財政調整基金 および減債基金については、財政健全化判断比率の一つである実質赤字比率における早期健 全化基準(単年度の実質収支が標準財政規模の 12.08%以上の赤字額となること)への対応を 想定し、それ以上の残高を保持することを目標とします。

当初策定時	時(平成 25 年 10 月)	改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年度 決算値	67 億 2,767 万円	現在値 (平成 27 年度決算)	77 億 9,318 万円	
当初策定時の 目標値	各年度の標準財政規模の 12.14%以上を保持	中間見直し後 (H29-32)の目標値	各年度の標準財政規模の 12.08%以上を保持	

本市の標準財政規模(平成 24 年度)24,213,945 千円×12.14%=2,939,573 千円 ⇒本市の標準財政規模(平成 27 年度)24,991,713 千円×12.08%=3,018,999 千円

⑦プライマリー・バランスの黒字の確保 一般会計ベース

地方交付税の不足額を地方への臨時財政対策債の割当てにより補填する制度が恒常化し、 近年では、本市においても市債借入額の約 1/2 が臨時財政対策債という状況が続いています。 その残高も市債残高の 4 割以上を占めるまでになっており、プライマリー・バランス(ここで言うプライマリー・バランスとは、市債の借入額と償還額との差額のことを指します。以下同じ。)の黒字の確保は困難になりつつあります。しかしながら、市債残高の増加を抑制し、後年度の公債費負担を極力軽減するため、市債の新規借入にあたっては、剰余金や基金の活用等を図りながら、 毎年度の元利償還額以内とすることで、プライマリー・バランスの黒字の確保を目指します。 なお、大規模プロジェクトの集中実施により、市債借入額が大幅に増加し、一時的にプライマリー・バランスの黒字の確保が困難になりますが、その場合でも、計画期間中における累積赤字額を総基金残高の範囲内にとどめるものとし、赤字の状況が恒常化することのないように努めます。

当初策定時(平成 25 年 10 月)		改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年度決算値	2 億 1,747 万円	現在値	6 億 7,396 万円	
平成 24 平及次昇恒	の黒字	(平成 27 年度決算)	の赤字	
計画期間中	黒字を確保			
(H26-32)の目標値	【赤字となる場合は、その累積額が総基金残高の範囲を超えないこと。】			

[※]累積見込額(H26-32) 66.56 億円の赤字 < 総基金残高見込額(H32) 97.40 億円

⑧市債借入額に占める交付税措置のあるものの割合 ─般会計ベース

市の借金である市債ですが、地方財政対策上、後年度の元利償還額のうち一定割合が基準 財政需要額へ算入、つまり地方交付税によって交付される仕組みがとられています。市では、こ の交付税措置(事業費算入)のある市債の借入れを優先し、借入全体に占める割合を高めるこ とで、実質的な長期債務残高の増加を抑制し、財務基盤の強化を図ります。

当初策定時(平成 25 年 10 月)		改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年度決算値	64.9%	現在値 (平成 27 年度決算)	59.5%	
計画期間中 (H26-32)の目標値	70.0%以上			

【財政リスクの把握と事前統制にかかる項目】

⑨実質公債費比率 連結ベース

毎年経常的に見込まれる一般財源収入額(以下「標準財政規模」という。)に対する実質的な公債費負担の大きさを示す指標です。ここでは他会計(下水道事業等)への繰出金等を通じ、間接的に公債費を負担しているような経費も対象として算定されます。

市では、今後大規模なプロジェクトの進捗により、比率が一定悪化(上昇)することが予想されますが、計画期間中の上限値を類似団体における平均値 7.1%(平成 26 年度)に設定することで、投資的経費およびそれに伴う市債借入の過度な増加を抑制します。

当初策定時(平成 25 年 10 月)		改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年度決算値 4.3%		現在値 (平成 27 年度決算)	5.0%	
当初策定時の 目標値	9.0%以内	中間見直し後 (H29-32)の目標値	7.1%以内	

類似団体: 平成 23 年度平均値 9.3% →平成 26 年度平均値 7.1% 全国市区町村: 平成 23 年度平均値 9.9%→平成 26 年度平均値 8.0%

⑩将来負担比率 連結ベース

将来に支出しなければならない財政負担(負債)が、標準財政規模の何倍にあたるかを示す 指標です。あくまでも現時点において抱えている負債のみが算定の対象ですが、他の指標では なかなか捕捉しにくい中長期的な財政リスクをある程度把握することができます。

実質公債費比率と同様に、比率は今後一定悪化(上昇)することが予想されますが、計画期間中の上限値を類似団体における平均値 33.8%(平成 26 年度)に設定し、事業実施による後年度への影響を十分に見極めながら、慎重に事業の進捗を図っていきます。

当初策定時(平成 25 年 10 月)		改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年度決算値	- %	現在値(平成 27 年度決算)	- %	
当初策定時の 目標値	55.0%以内	中間見直し後 (H29-32)の目標値	33.8%以内	

類似団体: 平成 23 年度平均値 55.5% ⇒平成 26 年度平均値 33.8% 全国市区町村: 平成 23 年度平均値 69.2%⇒平成 26 年度平均値 45.8%

⑪人口1人当たり市債残高 普通会計ベース

本市の市債残高は、公共施設等の整備が一巡したことにより、平成 14 年度をピークに減少してきましたが、今後は大規模プロジェクトの進展に伴って再び増加することが予想されています。

市債残高は、自治体の規模によって大きく差があることから、人口 1 人当たりの市債残高に着目し、計画期間中において、本市で過去最大となった平成 8 年度の値(425,000 円)を超えないことを目標として設定し、長期債務の過度な増加を抑制します。

当初策定時(平成 25 年 10 月)		改訂版(平成 28 年 10 月)		
平成 24 年度決算値	301,543 円		現在値(平成 27 年度決算)	295,495 円
計画期間中(H26-32)の目標値 4		42	5,000 円以下	

類似団体: 平成 23 年度平均値 351,500 円⇒平成 26 年度平均値 356,798 円

(3)目標達成に向けた取組

【財政構造見直しにかかる項目】

① 適正な課税による市税収入の確保

市税収入のうち申告制度である償却資産に係る固定資産税について、申告漏れ等を防ぐための税務調査等を行い、法人および個人事業者等に対する適正課税に努め、公平な課税と税源の確保を図ります。

② 使用料・手数料等の見直し・適正化

施設の使用料や諸証明の発行手数料等について、負担水準の適正化を図るため、算定方法や受益者の負担割合等の見直しを定期的に行います。利用者の受益に応じた適正な料金を設定し、負担の公平性を図るとともに、自主財源の確保に努めます。

③各種未収金の縮減(収納率の向上)

歳入確保のほか、負担の公平性の観点からも未収金の解消は喫緊の課題であり、そのためには徴収体制の強化、効率化が必要です。市税や各種使用料等(税外債権)について、滞納整理にかかるノウハウを広く共有し、法的手続きの徹底や債権管理の一元化等をより一層推進することで、収納率の向上を目指します。

④市単独施策、補助制度の見直し

制度が恒常化している市単独施策については一旦ゼロベースで見直しを行い、時代や利用者のニーズに適合した制度となるよう再構築を図ります。また、新たに補助制度を創設する場合は、概ね3年程度を目途に終期設定を行い、継続する場合は、十分な検証を実施した上で予算要求を認める「サンセット方式」を基本とし、補助金の安易な継続を抑制します。

⑤未利用財産の処分・利活用

行政目的を終えた、または現時点で行政目的としての活用が見込めない備品や不動産等について、インターネットオークション等を利用した公売を実施、未利用財産の売却を促進し、財源の確保を図ります。また、未利用地や先行取得財産である長期保有土地など、計画的な土地利用が定まっていない遊休地については、貸付等による利活用を検討し、収入の確保と維持管理経費の節減を目指します。

⑥公営企業会計等への繰出金の適正化

特別会計、特に公営企業会計の運営は、独立採算制が原則であることから、健全な経営計画のもと、歳入の確保に努め、一般会計からの基準外繰出し(赤字補填のための繰出し等)を極力抑制し、繰出金の適正化に努めます。

⑦適正な定員管理による人件費の抑制

分権時代にふさわしい柔軟でスリムな組織体制を目指して、職員定員管理計画に基づく最適な定員管理を行うことで、人件費の抑制に努めます。

⑧財政マネジメントの強化

更なる分権型予算編成の実現のため、各部局の予算編成権を拡大し、また、各部局のトップ 自らが予算見積方針を作成し、次年度見積における施策全体の方向性や重点事項、財源配 分の考え方等を公開していくことで、外部への説明責任を果たし、各部局幹部職員による財政 マネジメント機能の強化を促すことにより、効率的・効果的な予算編成へとつなげます。特に、事 業の新設や拡大等を計画する場合は、既存事業の廃止・見直しにより財源を捻出することを基 本とする「スクラップ・アンド・ビルド」の原則を一層徹底していきます。

また、予算執行権についても、執行原部局に一部移譲し、各部局の権限強化と責任の明確化を図ることにより、財政マネジメントの強化を促進します。

⑨事務事業の最適化に向けた継続的な取組

行政サービスの質の向上や業務の効率化を推進するため、内部事務を含めた既存事業全般について、「事業目的達成のために最良の手段か」、「行政が主体となって実施すべき事業か」、「費用対効果はどうか」といった視点から、各部局の主体的なマネジメントに基づき、PDCAサイクルによる事務事業の点検を実施するとともに、スクラップ・アンド・ビルドによる不断の事務事業の改善を行います。特に、積極的な業務のアウトソーシングをはじめとした、PPP(Public Private Partnership・公民連携)を推進し、事務事業の最適化を図ります。

⑩公共施設の運営の効率化

市が管理する公共施設のうち、指定管理者制度を導入していない施設について、管理運営の 効率化や市民サービスの向上の観点から、公募を基本として同制度の積極的な導入を検討し、 人員体制の見直し、管理経費の削減を図ります。また、既に指定管理者制度を導入済の施設 については、利用料金制度の導入や施設運営の評価手法を見直すなど、さらなる運営の効率 化、サービス水準の向上を図っていきます。

【財務基盤強化にかかる項目】

①基金の充実および活用

歳入の大幅な減収や不測の財政支出など、年度間の財源不足に備えた「財政調整基金」は、 法定積立て(決算剰余金の 1/2 以上)を行いながら、当初予算編成時には必要額を計上する ものの、最終的には年度末の決算見込みにより取崩しを止めるなどして、「減債基金」と合わせ て標準財政規模の 12.08%以上の金額を維持するように努めます。

退職手当の急激な増加に対処するための「職員退職基金」については、職員の大量退職時期である平成 25~28 年度に備えて、これまで計画的に積立ててきましたが、職員の新陳代謝に伴って通常人件費のピークアウトにより、その対応も一定の目途が立ったことから、新たな積立ては行わないものとします。

また、市債の償還財源を確保するための「減債基金」については、第二の財政調整基金としての位置付けにより活用します。

⑩プライマリー・バランス(基礎的財政収支)の黒字の確保

市債残高の過度な増加を抑制し、後年度の公債費負担を軽減するため、剰余金や基金の活用を図りながら、市債の新規借入を毎年度の元利償還額以内とすることで、プライマリー・バランスの黒字の確保に努めます。仮に国の補正予算や事業の進捗等により赤字となる場合があっても、臨時的措置として、赤字の状況が恒常化することのないようにします。

また、臨時財政対策債については、地方交付税の代替財源であり、国の政策によるところが 大きく、削減は困難な状況ではありますが、資産形成を伴う建設事業債とは異なり、純粋に将来 世代への負担の先送りであり、財政運営上も好ましくありません。そのため、毎年度の決算見込 みにおいて、資金手当債(建設事業にかかるもの)の借入予定額を超える収支余剰が見込まれ る場合、市では割当て(発行可能額)よりも借入額を抑制するよう努めます。

③交付税措置のある市債の活用(=資金手当債の抑制)

事業の実施にあたっては、国の経済対策等による補正予算を有効に活用し、翌年度事業の前倒しを行うなど、国県支出金等の特定財源の確保を図るとともに、市債の借入にあたっては、交付税措置のある市債を最大限活用し、財政制度上、最も有利な財源構成となるよう努めます。特に通常債と比べて、手厚い財政措置がとられる補正予算債等については、他の借入に優先して積極的な活用を図るものとします。一方、単独事業等に充当される交付税措置のない市債、所謂「資金手当債」については、剰余金や基金の活用を図りながら、予算編成および執行段階の両時点において、借入額の抑制に努めます。

(4)借入条件の見直しによる支払利息の削減

市の裁量により選択できない一部の借入を除いては、引き続き、据置期間(利息のみを支払う期間)を無くすことにより、支払利息を含めた総支払額の削減に努めます。

【財政リスクの把握と事前統制にかかる項目】

⑤土地開発基金の積極的な活用

公共事業用地の先行取得には、市の出資団体である土地開発公社に委託する方法と、土地取得特別会計を設置した上で行う方法、そして予算を編成するいとまがない場合や国庫補助事業に係る取得など、その活用を限定した上で、土地開発基金により行う方法があります。

市では、事務費と支払利息の軽減を図るため、基金の範囲内で対応が可能な場合については、原則として土地開発基金による取得を行うものとします。ただし、年度内に用地の取得から造成工事までを終える必要があるなど、公社委託による機動性の高さを必要とする場合については、この限りではありません。また、いずれの手法を使った場合においても、先行取得である以上、長期保有土地となるリスクが存在することから、リスクを極力抑制し、将来への負担転嫁を避けるためにも事業の熟度を十分に見極め、慎重に判断を行います。

16財政シミュレーションによる影響分析

将来の財政運営に影響を与える恐れのある大規模な事業を計画する場合は、事前に財政 上のシミュレーションを行います。毎年度、財政運営計画の策定時には、実質公債費比率や将 来負担比率等への影響を試算し、結果を公表します。

なお、地方債について、市では、これまで市の裁量により借入できる銀行等引受資金の借入期間を原則 10 年に設定してきましたが、平成 29 年度以降は廃棄物処理施設建設事業など、大規模事業の影響により、単年度市債借入額がピークを迎える予定であることから、償還期間を見直すなど、単年度の市債償還額が過度な負担とならないよう事前のシミュレーションにより、将来の財政運営への影響を十分に把握しながら借入期間等の借入条件を検討します。

⑪公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

市が保有する公共建築物や道路・橋りょう、上下水道施設等のインフラ資産については、今後、老朽化による安全面のリスクに加えて、更新等に多額の費用が見込まれており、将来の財政運営にも大きな影響を与える財政面のリスクが高まっています。

市では、すでに実施している公共建築物に係るファシリティマネジメント推進基本方針等に基づく一連の取組を継続しながら、平成 28 年 3 月に策定した「草津市公共施設等総合管理計画」において示した、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に基づき、公共施設等の維持管理や長寿命化を行い、かつ、公共施設等の更新等にかかる費用の削減

と充当可能な財源の確保に努めます。

また、公共施設等の更新等にあたっては、経営的な視点を持って、施設のライフサイクルコストを意識し、低廉かつ良質な施設整備およびサービスの確保に努めるとともに、施設の利用需要や老朽化の状況等により、維持していくことが難しいと判断した公共施設等については、用途変更や統廃合等の検討を行います。

4 ガイドラインの進捗(達成)状況の検証

(1) 当初予算編成時における指標の推移(平成 26 年度~平成 28 年度)

本ガイドラインの設定項目に基づく継続的な進捗管理を実施し、結果を公表することで、透明性を高め、効果的・効率的な行財政運営を推進していくこととしており、当初予算編成時における指標の推移については、以下のとおりです。

なお、経常収支比率およびライパイレス指数については、指標の性質上、当初予算編成時に 推計が困難なため、決算時のみ算定しています。

◆予算編成時における指標の推移

			I		
NO	指標	目標値 (平成25年10月ガイドライン策定時)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	経常収支比率	89.9%以下	_	_	-
2	人口1人当たり 人件費・物件費等の合計	109,215円以下	111,639円	108,525円	113,759円
3	市税収納率	98.2%以上	98.5%	98.7%	98.8%
4	人口千人当たり職員数	5.38人以内	5.34人	5.30人	5.36人
5	ラスパイレス指数	100.0	_	_	-
6	財政調整基金等残高	各年度の標準財政規模 の12.14%以上を保持	57.86億円	69.95億円	70.67億円
7	プライマリー・バランスの 黒字の確保	黒字を確保【赤字となる場合は、その累計額が 総基金残高の範囲を超えないこと。】	(黒字) 2.88億円	(赤字) ▲25.57億円	(黒字) 2.42億円
8	市債借入額に占める 交付税措置のあるものの割合	70.0%以上	72.2%	62.1%	79.9%
9	実質公債費費率	9.0%以内	7.0%	5.3%	4.7%
10	将来負担比率	55.0%以内	– (∆3.3%)	6.2%	- (∆7.6%)
11)	人口1人当たり市債残高	425,000円以下	306,983円	323,133円	313,271円

 <参考>各年度標準財政規模×12.14% (NO.⑥関連指標)
 平成26年度 平成27年度 平成28年度

 30.38億円
 31.16億円 31.79億円

◆参考「総基金残高見込額ープライマリー・バランス累積見込額(NO.⑦関連指標)」

総基金残高見込額	94.66億円
プライマリー累積見込額 (平成26年度ー平成32年度)	▲36.16億円
差引	58.50億円

(2)決算時における指標の推移(平成25年度~平成27年度)

決算時には、当初予算編成時と異なり、全ての指標について算定しており、これまでの指標の 推移(平成 25 年度~平成 27 年度)については、以下のとおりです。

◆決算時における指標の推移

NO	指標	目標値 (平成25年10月ガイドライン策定時)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1	経常収支比率	89.9%以下	89.1%	89.3%	88.9%
2	人口1人当たり 人件費・物件費等の合計	109,215円以下	97,877円	99,996円	102,232円
3	市税収納率	98.2%以上	98.8%	98.8%	99.0%
4	人口千人当たり職員数	5.38人以内	5.28人	5.24人	5.26人
(5)	ラスパイレス指数	100.0	100.6	102.4	102.1
6	財政調整基金等残高	各年度の標準財政規模 の12.14%以上を保持	79.59億円	81.69億円	77.93億円
7	プライマリー・バランスの 黒字の確保	黒字を確保【赤字となる場合は、その累計額が 総基金残高の範囲を超えないこと。】	(黒字) 6.77億円	(黒字) 8.71億円	(赤字) ▲6.74億円
8	市債借入額に占める 交付税措置のあるものの割合	70.0%以上	99.0%	85.7%	59.5%
9	実質公債費費率	9.0%以内	3.1%	4.3%	5.0%
10	将来負担比率	55.0%以内	- (∆30.6%)	- (∆32.5%)	_ (∆27.2%)
11)	人口1人当たり市債残高	425,000円以下	296,661円	290,713円	295,495円

<参考> 各年度標準財政規模×12.14%	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(NO.⑥関連指標)	30.42億円	30.06億円	30.34億円

◆参考「総基金残高見込額ープライマリー・バランス累積見込額(NO.⑦関連指標)」

総基金残高見込額	105.37億円
プライマリー累積見込額 (平成26年度-平成32年度)	▲37.45億円
差引	67.92億円

(3) ガイドラインの進捗(達成)状況の検証

これまでの各種指標の推移としては、総じて目標値を達成しており、各年度における当初予算編成時と決算時の各種指標の推移を比べると、概ね決算時の方が良好な値となっています。これは、事業の執行において、基金へ積極的に積立てを行ったり、市債の借入額を抑制したりするなど、ガイドラインに掲げる目標達成に向けた取組を進めてきた成果の現れと言えます。

今後も、大規模プロジェクトの実施が集中しますが、本市が持続可能な都市として発展し続けるためには欠かすことができない事業であり、これらの事業の実施時期が重なることにより、目標値を達成できる指標もあれば、目標値を下回る指標も見込まれますが、総合的な視点から財

政の健全性を把握するために、ガイドラインでは、11の「指標および目標値」を設定し、17の「目標達成に向けた取組項目」を掲げており、引き続き、これらの目標達成に向けた取組を推進し、トータル的に目標を達成していくことで、財政規律の確保を図るとともに、本市が将来にわたって持続的に発展し、健全な財政運営を維持することを目指します。

また、本改訂版では、17 の「目標達成に向けた取組項目」について、「⑨事務事業の最適化に向けた継続的な取組」や、「⑪公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」など、当初のガイドライン策定後の状況の変化に合わせて、取組内容の見直しを行っています。

なお、これまでの目標達成に向けた取組状況については、以下のとおりです。

《財政規律ガイドラインの目標達成に向けたな取組状況》

1. 財政の弾力性を高めるための財政構造見直しにかかる項目

① 適正な課税による市税収入の確保

【平成26年度取組結果】

固定資産税のうち償却資産の適正課税に向けた申告漏れを防ぐ税務調査の手法等を取りまとめ、簡易調査や過年度申告漏れ調査を実施し、適正な課税に努めました。

平成26年度税務調査(114件)による課税額5,070千円

【平成27年度取組結果】

平成26年度に取りまとめた「償却資産税務調査の実施に関する指針」に基づき、より効率的な調査手法を検討し 実施しました。

平成27年度税務調査(321件)による課税額28,285千円

【事業進捗上の課題や取組目標】

様々な税務調査の手法に取り組んでいますが、より効率的な手法について、引き続き検討していく必要があります。また、既に実施した調査方法についても、効率的な事務が行えるようマニュアル化等に取組み、事務の整理を行っていきます。

② 使用料・手数料等の見直し、適正化

【平成26年度取組結果】

平成25年度に使用料・手数料等の見直しを行い、平成26年7月(一部4月)から利用者の受益等に応じた適正な料金に改定したことにより、歳入の増加と市民負担の公平性の確保を図りました。

平成25年度の使用料・手数料等の全庁見直しによる歳入増加額 15,524千円(平成26年度当初予算ベース)

【平成27年度取組結果】

施設の新設、法改正等で料金設定や見直しが必要な使用料等については、随時、所管部署と調整しながら見直しを行いました。(社会体育施設使用料、都市公園施設使用料、個人番号カード再発行手数料等)全庁的な見直し時期以外に見直す必要がある使用料等については、随時、所管部署と調整しながら見直しを行い、受益者負担の適正化と公平性の確保を図りました。

【事業進捗上の課題や取組目標】

公共施設については、老朽化による維持管理・更新費用の増加などの財政的な課題がある中で、今後も最適な公共サービスの提供が継続できるよう、利用者の受益に応じた適正な料金設定を行う必要があります。 使用料・手数料等の全庁的な見直しを平成29年度に実施し、受益者負担の適正化と市民負担の公平性を図るとともに、財源確保に努めます。

③-1 各種未収金の縮減(各種使用料等)

【平成26年度取組結果】

税外債権の徴収計画の策定を各所管所属に依頼し、未収金対策会議や債権対策委員会において報告を求め、計画的な徴収に向けた情報交換を行うとともに、債権管理マニュアルに基づく債権管理について職員研修会の開催、助言・指導を行い、適正かつ円滑な執行に努めました。

<市税・国保税を除く収入未済額の対前年度比較>

H26年度決算178,502千円-H25年度決算194,468千円=△15,966千円

【平成27年度取組結果】

税外債権の徴収計画の策定を各所管所属に依頼し、未収金対策会議や債権対策委員会において報告を求め、計画的な徴収に向けた情報交換を行うとともに、債権管理マニュアルに基づく債権管理について職員研修会の開催、助言・指導を行い、適正かつ円滑な執行に努めました。

<市税・国保税を除く収入未済額の対前年度比較>

H27年度決算181,375千円-H26年度決算178,502千円=2,873千円

【事業准捗上の課題や取組目標】

債権回収の状況が多種多様であることから、ケースごとの実務レベルでの知識の集積や、担当者の能力向上のための職員研修の充実が必要です。

今後も、各所管所属における徴収計画に基づき、収納率の向上を目指します。

③-2 各種未収金の縮減(市税)

【平成26年度取組結果】

滞納整理の手法としては、預貯金の差押を中心に、給与・生命保険・動産等も拡充して取り組み、捜索実施のための来庁要請の実施や、差押動産の公売等、差押から換価手続きに至るまでの多様なノウハウを蓄積し、現年・滞納繰越分問わず滞納整理の早期着手に取り組みました。

<決算時における市税滞納繰越額>

H26年度決算770,132千円─H25年度決算853,938千円=△83,806千円

【平成27年度取組結果】

上記の滞納整理の早期着手に加え、多様なノウハウを蓄積しました。また県と県内市町で構成される合同捜索チームによる捜索に参加し、市単独でも5件の差押を実行。差押した動産の公売も行いました。

<決算時における市税滞納繰越額>

H27年度決算718,769千円─H26年度決算770,132千円=△51,363千円

【事業進捗上の課題や取組目標】

滞納整理の早期着手により、収入未済額は縮減していますが、滞納者の実態に応じた徴収方法のノウハウを引き 続き蓄積する必要があります。

今後も、収入未済額を前年度決算額以下に圧縮するよう努めます。(参考 H27:718,769千円)

④ 市単独施策、補助制度の見直し

【平成26年度取組結果】

平成27年度予算編成時においては、高額介護サービス費貸付事業委託の廃止や、情報システム導入支援について5市で共同化するなど、主なものとして14件で、平成26年度予算に比べ総額で Δ 23,602千円(一般財源で Δ 19,963千円)の削減を行いました。

平成27年度予算編成時

⇒廃止 6件 △4,950千円(一般財源△2,666千円) 見直し 8件 △18,652千円(一般財源△17,297千円)

【平成27年度取組結果】

平成28年度予算編成時における取組状況としては、駐輪場防犯カメラ設置補助金の廃止や創工ネ機器設置補助金の廃止、花街道推進費の縮小など、主なものとして14件で、平成27年度予算に比べ総額で△15,004千円(一般財源で△11,463千円)の削減を行いました。

平成28年度予算編成時

⇒廃止 6件 △6,019千円(一般財源△5,178千円) 見直し 8件 △8,985千円(一般財源△6,285千円)

【事業進捗上の課題や取組目標】

新規で開始する市単独施策や補助制度は、3年程度を目途に終期設定を行うなど、見直しを図れていますが、 従来より毎年度交付されている補助金などは、既得権化することにより、廃止や見直しが進みにくいものもあること から、市の責任分野や経費負担、費用対効果などを精査し、所期の目的が達成されているものは、廃止や見直し を更に推進していく必要があります。

当初予算編成時における取組結果は上記のとおりですが、予算編成時だけでなく、予算執行時や財政運営計画策定時等においても、引き続き事業の見直し等に努めます。

⑤ 未利用財産の処分・利活用

【平成26年度取組結果】

各所属の未利用財産(公用車・物品)のインターネットオークションによる積極的な売却を行いました。

1,500千円の売却収入(公用車の売却1,400千円、物品の売却100千円)

【平成27年度取組結果】

平成26年度に引き続き、各所属の未利用財産(公用車・物品)を収集し、積極的な売却を行いました。

4,558千円の売却収入(公用車の売却4,176千円、物品の売却382千円)

【事業進捗上の課題や取組目標】

未利用の動産については、インターネットオークションを利用し、積極的な売却を行っているものの、不動産については、狭小地等の単独利用困難な土地がほとんどであるため、売却が困難であります。 今後も、引き続き未利用財産の抽出を行い、インターネットオークションによる積極的な売却を行っていきます。

⑥ 公営企業会計等への繰出金の適正化

【平成26年度取組結果】

全ての会計において基準外繰出しを行っており、各会計の性質により異なります。一例として、駐車場事業特別会計では料金収入の増加により減額、下水道事業会計では法適用に伴い減額となりました。一方、国民健康保険事業特別会計では福祉医療制度波及分等により増加しています。

<基準外繰出金の「H26決算額-H25決算額」との比較>

国民健康保険事業13,222千円、財産区△6千円、学校給食センター5,580千円、

駐車場事業△81,389千円、介護保険事業△7,739千円、後期高齢者医療656千円、

水道事業△136千円、下水道事業△281,046千円、全特別会計の総合計△350,858千円

【平成27年度取組結果】

国民健康保険事業特別会計における医療保険制度間の不均衡について一定の解消が見込まれることから、新たな医療制度間不均衡是正繰出金を廃止しました(過去の精算分は除く)。

<基準外繰出金の「H27決算額—H26決算額」との比較>

国民健康保険事業△74,504千円、財産区13千円、学校給食センター△750千円、

駐車場事業△74千円、介護保険事業18,148千円、後期高齢者医療△2,597千円、

水道事業△143千円、下水道事業10,802千円、全特別会計の総合計△49,105千円

【事業進捗上の課題や取組目標】

介護保険事業については、年々、介護認定者数が増加する状況の中、事務にかかる経費も増大する傾向にあり、基準外繰出金を抑制することが困難であります。また、駐車場事業については、平成29年度末で起債の償還期間が満了となりますが、その後、特別会計のままで運営するのか、一般会計に戻すのかについて検討する必要があります。

今後も、基準外繰出金については、内容を精査し、必要最低限の繰出となるよう努めます。

⑦ 適正な定員管理による人件費の抑制

【平成26年度取組結果】

時代の要請に対応した弾力的かつ適正な職員体制とするため、平成26年4月に草津市定員管理計画を策定しました。同計画の目標定員数である人口1万人当たり職員数59.83人を維持すべく、採用活動等を実施し、組織・人員体制の整備に努めました。

人口千人当たり職員数 5.24人(<5.38人) ※普通会計職員数 675人

【平成27年度取組結果】

一定期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、さらなる市民サービスの向上に向けて効果が期待される業務について、任期付職員を活用しました(統計調査業務)。

人口千人当たり職員数 5.26人(<5.38人) ※普通会計職員数 686人

【事業進捗上の課題や取組目標】

高度化・多様化する市民ニーズや人口増に伴う行政需要に対応する必要がありますが、大量退職期に伴い、組織の新陳代謝が急速に進んでおり、事務事業の見直しや多様な任用勤務形態職員の活用などについて、更に進める必要があります。

新たに策定する草津市定員管理計画に基づき、最適な定員管理を行い、人件費の抑制に努めるとともに、事務事業の見直しや多様な任用勤務形態職員の活用などさらに進め、高度化・多様化する市民ニーズや人口増に伴う行政需要に対応するよう努めます。

⑧ 財政マネジメントの強化

【平成26年度取組結果】

平成26年度予算編成より、各部局のトップ自らが作成した「部局別予算見積方針」を公開し、各部局における予算見積りにおける施策全体の方向性や重点事項、財源配分の考え方等を掲載しており、平成27年度以降も、引き続き、同方針を策定・公開しました。

廃止事業 \Rightarrow 15件 \triangle 98,685千円(一般財源 \triangle 97,801千円) 見直し事業 \Rightarrow 42件 \triangle 40,319千円(一般財源 \triangle 42,110千円)

【平成27年度取組結果】

平成28年度予算編成からは、更なる分権型予算制度として、枠配分方式を更に徹底し(枠配分内は原則総務部審査は行わない)、各部局の予算編成権を拡大したところであり、各部局がマネジメントを一層発揮できる仕組みづくりを進めました。

廃止事業 \Rightarrow 11件 \triangle 8,209千円(一般財源 \triangle 7,058千円) 見直し事業 \Rightarrow 44件 \triangle 122,144千円(一般財源 \triangle 118,575千円)

【事業進捗上の課題や取組目標】

各部局における予算見積方針を作成・公開することにより、予算見積にあたっての基本的な考え方や重点事項等について明らかにし、外部への説明責任や財政マネジメント機能の強化を促すことはできましたが、依然として、予算枠配分を超過して予算見積りをする部局が多いことから、各部局の責任のもと、より一層適正かつ効率的、効果的な予算編成、予算執行に努めます。

⑨ 効率化のための事務事業の点検

【平成26年度取組結果】

平成25、26年度の2年間で事務事業点検を実施し、事業の必要性、効率性・有効性、実施手法の最適化等の 視点から見直しを行いました。また、見直しの工程表を作成した事業を対象に、公開の場で進捗状況等の確認・ 議論を行う「事務事業点検中間レビュー」を実施しました。

効率化のための事務事業の点検の考え方に基づく削減額 28,669千円 (事業廃止 2件 206千円、事業見直し 26件 28,463千円)

【平成27年度取組結果】

平成26年度の事務事業点検において、計画的に見直す必要がある事業として見直しの工程表を作成した事業を対象に、公開の場で進捗状況等の確認・議論を行う「事務事業点検中間レビュー」を実施しました。また、事務事業点検を各部局の主体的なマネジメントにおいて継続的に行えるように、次年度予算要求時に、事業をセルフチェックする仕組みを作りました。

効率化のための事務事業の点検の考え方に基づく削減額 112,635千円 (事業廃止 5件 2,190千円、事業見直し 34件 110,445千円)

【事業進捗上の課題や取組目標】

平成28年度に策定するPPP(公民連携)推進のための方針に基づき、更なるアウトソーシングを進めていくこととなりますが、安易な外部委託化は、かえって事務の非効率を生んでしまう可能性もあることから、本市の状況や受け手となる民間事業者への調査などを行いながら、本市の状況に合ったアウトソーシングについて、十分な検討が必要となります。

また、今後も引き続き、事務事業の点検の考え方に基づき、各部局の主体的なマネジメントにおいて、事業の最適化を推進します。

|⑩ 公共施設の運営の効率化

【平成26年度取組結果】

指定管理者選定委員会を3回開催し、新たに指定管理者制度を導入した「西一会館・西一教育集会所」、「常盤東総合センター・芦浦教育集会所」および「草津クレアホール」を含む22施設の指定管理候補者を選定しました。

【平成27年度取組結果】

指定管理者選定委員会を3回開催し、新たに指定管理者制度を導入した「「のびっ子」老上西」を含む14施設の 指定管理候補者を選定しました。

【事業進捗上の課題や取組目標】

指定管理者制度を導入した後も、利用料金制の導入するべき施設かどうか、また、評価手法等を見直し・検討し、さらなる運営の効率化を図る必要があります。

今後も引き続き、指定管理者選定委員会を開催し、効率的または効果的な運営が期待できる指定管理者候補者を選定するよう努めます。

2. 将来への備えとなる財務基盤強化にかかる項目

① 基金の充実および活用

【平成26年度取組結果】

平成26年度の当該指標は、平成25年度末に決算収支状況から財政調整基金や減債基金の取り崩しを行わなかったことや、減債調整基金へ10億円積み立てたこと等の影響により、当初予算時より決算時は23.83億円上回りました。また、職員退職基金は、4億円を取り崩しました。

(当初予算編成時) 57.86億円>標準財政規模×12.14%の推計30.38億円

(決算時) 81.69億円>標準財政規模×12.14%=30.06億円

【平成27年度取組結果】

平成27年度の当該指標は、平成26年度末に決算収支状況から財政調整基金や減債基金の取り崩しを行わなかったことや、平成27年度に財政調整基金へ法定積立を約2億円行ったこと等の影響により、当初予算時より決算時は7.98億円上回りました。また、職員退職基金は、2.7億円を取り崩しました。

(当初予算編成時) 69.95億円>標準財政規模×12.14%の推計31.16億円

(決算時) 77.93億円>標準財政規模×12.14%=30.34億円

【事業進捗上の課題や取組目標】

今後も引き続き、大規模事業の実施が集中することから、歳入歳出収支不足が発生する見込であることや、市債借入額が増加する見込みであることにより、財政調整基金や減債基金の取崩しが必要になってくると考えられますが、決算見込みにより取崩しを止めるなど、見通しを立てた運用を図っていきます。

⑫ プライマリーバランス(基礎的財政収支)の黒字の確保

【平成26年度取組結果】

平成26年度における当該指標は(仮称)老上第二小学校整備事業(用地)の事業費が縮減(約2億)したこと、および元気臨時交付金を活用(3億)したこと等により、当初予算時より決算時は黒字幅が5.83億円拡大しました。

当初予算時2.88億円(黒字)⇒決算時8.71億円(黒字)

【平成27年度取組結果】

平成27年度における当該指標は、大規模事業を平成28年度へ繰り越したこと(繰越起債額16.54億円)等により、当初予算時より決算時は赤字幅が18.83億円縮小しました。なお、特殊要因である老上西小学校建設事業と陽ノ丘団地建替事業における市債分を除くと、15.22億円の黒字となり目標値を上回ることになります。

当初予算時▲25.57億円(赤字)⇒決算時▲6.74億円(赤字)

{特殊要因を除く(老人西小学校建設事業と陽ノ丘団地建替事業除く)⇒決算時15.22億円(黒字)}

【事業進捗上の課題や取組目標】

平成27年度の単年度における当該指標は目標値を下回り、平成28年度~平成30年度も同様に赤字となる見込みですが、そのことを見越して総基金残高を確保している状況であり、目標達成は可能であると見込んでいます。 今後、特に大規模事業の事業進捗に伴い、事業費の増額や実施年度が変更となるような場合、また、新たな大規模事業の実施が必要な場合には、赤字状況が恒常化しないよう留意が必要であります。

③ 交付税措置のある市債の活用(資金手当債の抑制)

【平成26年度取組結果】

平成26年度における当該指標は交付税措置が無い老上西小学校整備事業(用地)にかかる市債において、事業費が縮減(約2億)したこと、および元気臨時交付金を活用(3億)したことにより、当該市債額が当初予算では約10億が、決算時では約4億となるなど、平成25年度からの繰越予算を加味しても、決算時の指標は85.7%となり目標値を大きく上回りました。

当初予算編成時72.2%⇒決算時85.7%

【平成27年度取組結果】

平成27年度における当該指標は、交付税措置のある起債を平成28年度に繰り越した影響により、決算時に59.5%となり当初予算より指標は悪化する結果となりましたが、特殊要因である老上西小学校建設事業と陽ノ丘団地建替事業における市債分を除くと、85.0%となり目標値を上回ることになります。

当初予算編成時62.1%⇒決算時59.5%

{特殊要因を除く(老人西小学校建設事業と陽ノ丘団地建替事業除く)⇒決算時85.0%}

【事業進捗上の課題や取組目標】

上記のとおり平成27年度では目標値を下回るものの、平成28年度以降は目標達成が可能な見込みですが、今後、特に大規模事業の事業進捗により、事業費が増額となったり、新たな大規模事業の実施が必要な場合には、 当該指標に対する影響に留意が必要であり、指標に対する影響を見ながら、基金を活用する等、資金手当債の 抑制に努めていきます。

⑭ 借入条件の見直しによる支払利息の削減

【平成26年度取組結果】

平成25年度債の借入から、銀行等引受資金だけでなく、政府資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構)についても据置期間を廃止し、平成25年度借入債に係る利息の償還払いを削減しました。

平成26年度単年で2,491千円、償還期間全体で21,734千円を削減しました。

【平成27年度取組結果】

平成25年度に引き続き、平成26年度借入債についても、据置期間を無しとすることにより、平成26年度借入債に 係る利息の償還払いを削減しました。

平成26年度単年で1,435千円、償還期間全体で14,260千円を削減しました。

【事業進捗上の課題や取組目標】

借入先によっては、据置期間の設定が必須となることや、財政融資資金等の公的資金については、借入の償還年限が定められているため、借入利率を見通したうえで銀行等引受資金の方が有利であれば、更なる公債費の縮減を図っていく必要があります。

今後、大規模事業の実施により、多額の借入を予定していることから、銀行等引受資金の調達においては、現在 行っている見積合わせだけでなく、コンベンショナル方式等の調達手法を検討し、支払利息の削減を図ります。

3. 財政リスクの把握と事前統制にかかる項目

⑤ 土地開発基金の積極的な活用

【平成26年度取組結果】

平成26年度における土地開発基金の活用した先行取得は、木川町で1件、野村三丁目で1件、計2件の先行取得を行いました。

木川東43号線道路整備事業にかかる先行取得用地面積106.54㎡ 国有財産先行取得にかかる取得面積790.83㎡

【平成27年度取組結果】

平成27年度における土地開発基金の活用実績として、先行取得をすべき案件が無かったため、土地の取得実績はありませんでした。一方、平成26年度に先行取得した木川町の土地を道路用地として買戻ししたことや、利息積立により、資金残高が平成26年度末789,280千円から平成27年度末で796.264千円と増加しています。

【事業進捗上の課題や取組目標】

土地開発公社へ委託する場合と比べて、事務費と利息の軽減を図るため、原則として土地開発基金による取得を行うこととしておりますが、先行取得である以上、長期保有土地となるリスクが存在することから、当該基金活用の際には、リスクについて留意し、将来への負担転嫁を避けるために事業の熟度を十分に見極める必要があります。今後も、上記のリスクを見極めた上で、基金の範囲内で対応が可能な場合については、原則的に土地開発基金による取得を行うものとします。

16 財政シミュレーションによる影響分析

【平成26年度取組結果】

平成26年10月に平成27年度から3年間の財政運営計画を策定し公表しました。なお、計画期間の収支不足見込額は2,354百万円と見込んでおり、財政健全化判断比率の今後3年間のピークは、実質公債比率が平成29年度で6.6%、将来負担比率は平成29年度で25.1%という推計でした。

<各指標の推計(H26財運計画時)>

実質公債費比率 (H27)5.5% (H28)6.2% (H29)6.6% 将来負担比率 (H27) - (H28)1.5% (H29)25.1%

【平成27年度取組結果】

平成27年10月に平成28年度から3年間の財政運営計画を策定し公表しました。なお、計画期間の収支不足見込額は△2,986百万円と見込んでおり、財政健全化判断比率の今後3年間のピークは、実質公債比率が平成30年度で6.1%、将来負担比率は平成30年度で12.3%という推計でした。

<各指標の推計(H27財運計画時)>

実質公債費比率 (H28)4.8% (H29)5.2% (H30)6.1% 将来負担比率 (H28)- (H29)8.9% (H30)12.3%

【事業進捗上の課題や取組目標】

今後も、大規模事業が集中することから、財政規律ガイドラインにおける各種の財政指標は悪化する見込みとなり、また、計画段階から実施段階へ移っていくことにより、労務単価や資材単価等の上昇も含めた事業費や事業内容の精査によって増額となる事業もあることから、毎年度の財政シミュレーション等により将来への影響分析については留意が必要であります。

また、平成29年度には廃棄物処理施設建設事業等の影響により、単年度市債借入額がピークを迎える予定であることから、償還期間を見直す等、単年度の市債償還額が過度な負担とならないように努めます。

の 老朽化した社会インフラに係る財政リスクの低減(FM推進)

【平成26年度取組結果】

市有建築物の安全性を確保し、長寿命化が図れるよう定期点検を実施し、平成24年度、25年度に市有建築物の劣化度調査を行い、今後10年間の工事の優先順位を決める中期保全計画と、その実施計画である短期実施計画を策定しました。また、平成26年11月に公共施設白書も作成し公表しました。

平成26年度定期点検·劣化度調査実施施設 115施設、215,901㎡、14,342千円

【平成27年度取組結果】

計画的に定期点検を実施しました。短期実施計画は補助金の交付事情等を考慮し毎年見直しを行い、優先順位に従った保全工事の実施により、市有建築物の長寿命化と予算の平準化を図ります。また、平成28年3月に「草津市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針等を定めました。

平成27年度定期点検・劣化度調査実施施設 122施設、234,188㎡、27,324千円

【事業進捗上の課題や取組目標】

保全工事の優先度を定めるため、中長期保全計画および短期実施計画を策定しましたが、実際の工事実施および予算措置は施設所管課が行います。このため、施設所管課、財政課との連携、ファシリティマネジマントに対する全庁的な取組が必要となります。

また、公共施設等総合管理計画において、将来の公共施設等の更新にかかる費用と充当可能な財源を推計した結果、計画期間(20年)で年平均5.8億円の財源不足が見込まれます。一方で、しばらくは人口増加が続くと見込まれる本市においては、早急に廃止すべき公共施設等がないことから、公共施設の維持管理・更新費用の削減だけでなく、歳入増加や更なる歳出削減の取組が必要となります。

(4) 今後の取組について

国の進める地方分権や地方創生などによる都市間競争が進む中、各自治体には、地域の課題を見抜き、時期を逸することなく、都市としての質や魅力を高めるための投資が求められており、本市でも現在、大規模事業をはじめとする複数の公共事業に取り組んでいるところです。

一方、こうした事業の実施にあたっては、財政的な見地から、将来負担の影響や、各種財政 指標の推移など、トータル的な観点で的確に将来を見通すことが一層重要になってきます。

そのため、本市では、財政規律ガイドラインに基づく取組をより一層推進し、規律ある財政マネジメントの下で自律した地域経営の実現を図るため、財政運営に関する基本方針や取組等を定めた条例の整備を検討しています。今後は、当該条例および本ガイドラインに基づき、各種指標の基準値を遵守し、健全で持続可能な財政運営を図っていきます。

また、現金主義や単式簿記では把握が困難である資産や負債の累計額などを把握するため、 普通会計および連結ベースでの財務書類 4 表の整備・開示を行ってきたところですが、今まで は全国で統一的な基準を設定できていなかった点が課題であったことから、統一的な基準によ る地方公会計マニュアルが示され、平成 27 年 1 月 23 日付けで「統一的な基準による地方公 会計の整備促進」の通知を総務省から受けたところです。本市では、平成 29 年度末までに新 基準に基づく財務諸表の作成・公表を行い、資産老朽化比率等の各種指標の分析や、維持管 理費および減価償却費を含むトータルコストを把握することにより、資産・財務管理等の基礎的 資料としての活用を検討し、更なる資産債務改革の推進に繋げていきます。

5 今後の財政収支見通し(財政フレーム)

(1) 推計の前提となる基本条件

財政収支見通しの推計にあたっては、平成28年度一般会計当初予算額をベースとし、経済情勢の見通し(名目経済成長率予測)や財政運営計画(平成29~31年度)、その他現時点において判明している特殊要素等を加味した上で、以下の前提条件に基づき平成29年度から平成32年度までの歳入と歳出額を推計しています。

	項目	推計条件
	市税(個人)	課税の約8割を占める給与所得者の動向に着目し、生産年齢人口の予測や一人当たりの給与所得の推移、課税割合(総給与所得に占める課税の割合)、給与所得割合(当初賦課における給与所得者分の占める割合)、決算乖離率(当初賦課と決算額の乖離率)等を基に算定しています。 算定式=給与所得者数×一人当たり給与所得×課税割合÷給与所得割合×決算乖離率
	市税(法人)	近年、法人数はほぼ横ばいであることから、均等割については据置としています。法人税割は、内閣府が作成し経済財政諮問会議に提出された「中長期の経済財政に関する試算(H28年7月)」による経済成長率予測による伸びを基本として、直近の外部環境の状況や税制改正等の影響を反映して算定しています。
	市税(固定資産 - 都市計画)	【土地】…滋賀県における地価はH21年以降8年連続で下落していますが、草津市では4年連続で地価が上昇しており、過去実績の伸び率の平均(約+1.0%)により算定しています。 【家屋】…評価替による年度間の増減が激しいため、過去の動向を基に伸び率を設定し(評価替年度年ム7.0%、それ以外年+2.7%)、算定しています。 【償却】…景気変動要素があるものの、近年は経済成長率と連動せずに減価償却の影響により減少が続いていましたが、H27年度は償却課税の強化の成果により6年ぶりに増加に転じたため、減価償却による減と課税の強化による増を勘案し、据置としています。
4	市税(その他)	【たばこ】…H28年度からの旧3級品たばこ税率の段階的な引上げと、売り上げ本数の減少傾向を勘案し、 算定しています。 【軽自動車】…直近3カ年の平均伸び率により今後の課税台数を見込み、算定しています。
歳	地方讓与税等	【地方消費税交付金】…消費税率の引上げ(H31年10月~:8%⇒10%)を反映して算定しています。 【自動車取得税交付金】…税制改正に伴い、H31年10月以降は廃止となることを前提に算定しています。 その他については、直近の実績額の据置を基本としながら、過去からの増減推移や経済成長率予測による 伸び等を加味して算定しています。
入	地方交付税 - 臨時財政対策債	【普通交付税】…直近の算定結果と過去からの動向を基に、基準財政需要額と基準財政収入額をそれぞれ推計し、算出した各年度の財源不足額から臨時財政対策債発行額を控除して算出していますが、H28年度から導入されたトップランナー方式による影響額を加味しています。 【特別交付税】…H28年度見込額の据置としています。 【臨時財政対策債】…国と地方の折半負担分(財源不足対応分)は、H29年度総務省概算要求の内容を勘案し算定しています。既往債の償還対応分については、臨時財政対策債の交付税算入額の推移から伸び率を求めて算定しています。
	市債(建設事業債)	財政運営計画等への計上事業の財源として借入を予定している分については、計画上の措置額としています。その他の事業は、直近の実績や計画等を基に算定しています。
	国•県支出金	財政運営計画等への計上事業の財源として取り込みを予定している分については、計画上の措置額としています。その他の事業は、直近の実績や計画等を基に算定しています。また、社会保障関係費分については、過去からの扶助費の伸びを反映して算定しています。
	繰入金	特定目的基金は、財政運営計画計上事業等の財源として充当を予定している分については、計画上の措置額としています。また、財政調整基金および減債基金については財政フレーム算定上、取崩しは計画しておりません。
	その他歳入	原則として直近の実績および予算措置の状況(年度毎の特殊要素を除く)を参考にしながら算定しています。

	項目	推計条件
	人件費	各年度の退職者数(定年+勧奨)および新規採用者数(再任用職員を含む)を見込んで算定しています。 なお、過去の実績を基に定期昇給分(平均1.46%)を見込んでいますが、給与改定は考慮しておりません。
		新陳代謝影響額(1名当たり) △5,923千円 =退職者(定年)10,468千円 - 新規採用4,545千円
	扶助費	直近の予算や決算における過去の伸び率(+3%)を見込んだ上で、特殊要素分を加算調整して算定しています。
歳	公債費	既往債の償還計画に基づく元利償還額に、財政運営計画等への計上事業による計画措置額、その他の事業分として、直近の実績や計画等を基に今後の借入予定額を算出し、それらを加算して算定しています。
		借入想定利率···H28:0.3%、H29:0.4%、H30:0.5%、H31:0.6%、H32:0.7%
出	繰出金	【介護保険事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療】…基本となる給付費部分については、それぞれ対象者の増加等の状況を反映した上で、今後の制度改正の影響を勘案して算定しています。その他職員費部分については、定期昇給率1.46%により算出し、事務費部分については、H28年度予算額の据置としています。
		【下水道事業、駐車場事業】…既往債の償還計画に基づく元利償還額を反映して算定しています。また、下水道事業については、別途策定の経営計画等よる収支計画に基づき算定しています。
	投資的経費	財政運営計画等への計上事業については、計画上の措置額としています。その他の事業は、直近の実績や 計画等を基に算定しています。
	その他歳出	物件費や維持補修費等については、内閣府作成「中長期の経済財政に関する試算(H28年7月)」における GDPデフレーターにより伸び率を見込み、特殊要素分を加算調整して算定しています。

(2) 財政収支見通し(平成 29 年度~平成 32 年度)

本改訂版における財政収支見通し(財政フレーム)は、平成 29 年度から平成 32 年度までを推計したものですが、ガイドライン計画期間は、平成 26 年度から平成 32 年度までのため、参考値として、平成 26 年度から平成 28 年度までの財政収支については、以下のとおりとなります。

(平成 26、27 年度は決算額、平成 28 年度は当初予算額)

<参考> 財政収支(一般会計)の推移[平成26年度~平成28年度] (単位:百万円)

歳	入	平成26年度		平成2	7年度	平成28年度	
		決算額	うち一般財源	決算額	うち一般財源	当初予算額	うち一般財源
市 税		21,702	21,702	22,100	22,100	22,134	22,134
地方譲与税・交	を付金	2,125	2,125	3,147	3,147	3,145	3,145
地方交付税		1,848	1,848	1,687	1,687	1,426	1,426
国県支出金		9,300	37	10,615	155	10,872	57
繰入金		777	75	1,321	705	2,341	750
地方債		3,657	1,931	5,058	1,458	4,414	1,375
その他歳入		4,644	1,029	3,533	870	3,058	237
歳入合計	ŀ	44,053	28,747	47,461	30,122	47,390	29,124

歳出	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	決算額	うち一般財源	決算額	うち一般財源	当初予算額	うち一般財源
人件費	6,930	5,865	6,739	5,805	7,300	6,537
扶助費	10,002	3,013	10,548	3,186	11,075	3,217
公債費	4,529	4,472	4,385	4,333	4,657	4,604
一般行政経費	10,533	8,839	11,236	9,560	12,053	10,041
投資的経費	6,773	1,962	9,060	2,458	7,869	1,037
繰出金	3,259	2,820	3,502	2,975	4,205	3,658
その他歳出	1,514	1,263	970	784	231	30
歳出合計	43,540	28,234	46,440	29,101	47,390	29,124

※ 歳入歳出収支	513	513	1 021	1 021	0	0
水 殿八殿山牧义	313	313	1,021	1,021	U	U

[※] 歳入歳出収支は形式収支(「歳入一歳出」の単純な差引額)のことです。

◆財政フレーム (一般会計)[平成29年度~平成32年度]

(単位:百万円)

歳入	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	計画額	うち一般財源	計画額	うち一般財源	計画額	うち一般財源	計画額	うち一般財源
市 税	22,095	22,095	21,896	21,896	22,158	22,158	22,272	22,272
地方譲与税·交付金	3,209	3,209	3,255	3,255	3,279	3,279	3,726	3,726
地方交付税	1,357	1,357	1,386	1,386	1,206	1,206	957	957
国県支出金	14,693	57	12,924	57	10,828	57	10,289	57
繰入金	1,604	0	845	0	1,000	0	910	0
地方債	9,842	1,202	5,296	1,303	4,866	1,413	4,066	1,533
その他歳入	3,052	223	3,418	223	3,303	223	3,482	223
歳入合計	55,852	28,143	49,020	28,120	46,640	28,336	45,702	28,768

歳出	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	計画額	うち一般財源	計画額	うち一般財源	計画額	うち一般財源	計画額	うち一般財源
人件費	6,788	6,217	6,663	6,123	6,388	5,860	6,129	5,610
扶助費	11,636	3,371	12,136	3,522	12,578	3,665	13,067	3,845
公債費	4,490	4,437	4,771	4,719	4,960	4,907	4,901	4,849
一般行政経費	12,575	10,624	12,488	10,434	12,757	10,821	13,002	11,127
投資的経費	17,284	1,212	9,817	1,016	7,320	1,218	5,930	1,365
繰出金	4,358	3,803	4,380	3,817	4,417	3,852	4,445	3,875
その他歳出	272	30	306	30	237	30	161	30
歳出合計	57,403	29,694	50,561	29,661	48,657	30,353	47,635	30,701
歳入歳出収支	▲ 1,551	▲ 1,551	▲ 1,541	▲ 1,541	▲ 2,017	▲ 2,017	▲ 1,933	▲ 1,933

◆各種指標の試算結果

指標	平成32年度(目標年度)	<参考>目標値(改定後)	
人口1人当たり人件費・物件費等の合計	100,373円	108,563円以下	
プライマリー・バランス(単年度)	835百万円	黒字を確保	
プライマリー・バランス(累計)	▲6,656百万円		
総基金残高と相殺した場合の プライマリー・バランス(累計)	3,084百万円		
実質公債費比率	7.1%	7.1%以内	
将来負担比率	10.9%	33.8%以内	
人口1人当たり市債残高	346,048円	425,000円以下	

(3) 財源不足への対応

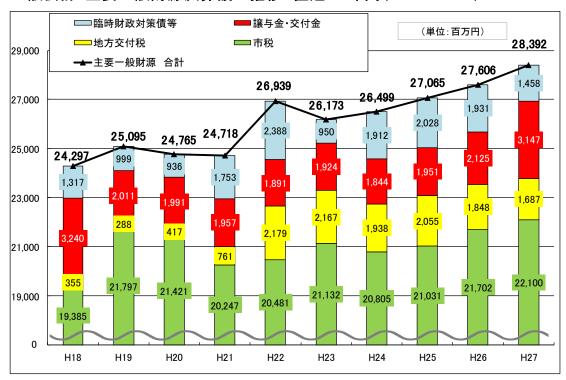
財政収支の推計の結果、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間において、合計 70.4 億円の財源不足が見込まれています。

この財源不足に対しては、毎年の予算編成において事業費の見直しや削減、基金の活用等による対応を図っていくことに加えて、本ガイドライン「3-(3) 目標達成に向けた取組」に定める取組を推進することにより、不足額の解消を目指します。

6 参考資料

(1) 本市の決算状況の推移(平成 18 年度~平成 27 年度決算)

一般会計・主要一般財源決算額の推移 直近10年間(H18~H27)

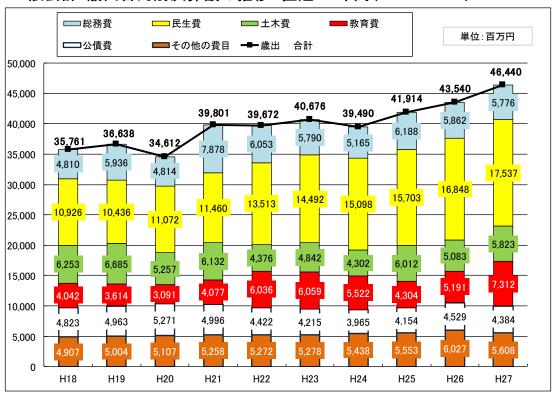


自治体の歳入の根幹である「市税」収入は、固定資産税・個人住民税を中心に、平成 19 年度まで堅調な伸びを示してきました。これは、宅地開発の進展やそれに伴う生産年齢人口の増加等の要素に加えて、国から地方への税源移譲、定率減税の廃止など、大規模な税制改正が行われたことも影響しています。また、金融危機に端を発した平成 20 年度からの世界同時不況の影響により、製造業を中心とする本市の市税収入は、法人市民税を中心に大きく落ち込みましたが、その後は緩やかに回復しています。

一方、財源不足に対して交付される「地方交付税」については、市税の堅調な伸びを背景に、 平成 17 年度から平成 19 年度の間、本市は普通交付税の不交付団体となっていましたが、世界的な金融危機を起点とする税収の大幅な減収を受けて、平成 20 年度に再び交付団体となってからは、社会保障関係経費をはじめとする行政需要の高まりを受けて、交付額は高止まりの状況が続いています。

また、平成26年度には、社会保障・税一体改革に伴い消費税および地方消費税の税率が引き上げられたことや、地域間の税源の偏在性を是正するため地方法人税が創設されるなど、地方が地域経済の活性化に取組つつ、安定的に財政運営を行うことができるよう様々な制度改正が進められています。本市としましても、地方財政制度の変化に対応した上で、将来の財政収支見通しを行い、健全な財政運営の維持を図っていく必要があります。

一般会計・歳出目的別決算額の推移 直近10年間(H18~H27)



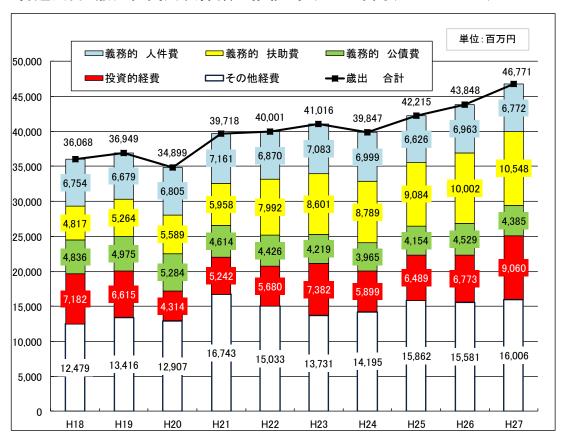
目的別の歳出決算状況では、民生費の伸びが突出しており、平成 13 年度以降一貫して増加しています。平成 22 年度からはこども手当の支給が開始され、生活保護費をはじめとする社会保障関係経費の急速な伸びもあって民生費はこの 10 年の間に倍増しています。本市では近い将来、急速に高齢化が進行することが予測されており、今後も民生費は逓増することが見込まれています。

教育費は、国の補正予算等を活用しながら学校の耐震化や増改築、大規模改造など、教育環境の改善に向けた取組をハード・ソフトとも積極的に進めていることから、近年は高い水準で推移しています。

一方、土木費は、バブル崩壊後の全国的な経済対策や人口の急増に伴う社会資本整備の必要性から平成5~8年頃にピークを迎えて以降、平成24年度までは徐々に減少してきましたが、平成25年度には草津川跡地整備事業に伴う用地取得費や国の補正予算に伴う緊急経済対策の影響等により大きく増加に転じました。

また、公債費は、土木費など投資的経費の減少に伴い、ピークアウトの時期を迎え、臨時の繰上償還を実施した平成20年度を除いて、平成24年度までは緩やかに減少してきましたが、平成25年度には増加に転じております。

今後も、大規模事業等の投資的経費の増加に伴い、公債費も増加していくことが見込まれる ため、後年度負担の影響や、各種財政指標の推移等に一層留意する必要があります。



普通会計·歳出性質別決算額の推移 直近10年間(H18~H27)

性質別の歳出決算状況では、民生費と同様、社会保障関係経費である扶助費の増加が著しく、人件費と公債費を合計した義務的経費の割合は、近年では総支出の約5割を占めるまでになっています。人件費では職員の大量退職に伴い平成25~28年度にかけて退職手当が大幅に増加するほか、扶助費ではこれまでの児童福祉費や生活保護費の増加に加え、高齢者福祉費を中心に逓増することが見込まれており、今後も財政の硬直化が更に進むことが懸念されています。

一方、道路や公園など公共施設の整備に要する投資的経費については、平成 24 年度頃まで概ね横ばいで推移してきました。市では過去に JR 南草津駅の開業や立命館大学の誘致、新草津川の通水等、急速な環境の変化に対応するため、道路整備や区画整理事業などの公共事業を積極的に推進しており、総支出の約 4 割を占める水準が続いていました(平成元年~8年度)が、近年ではインフラ整備が一巡し、1~2 割程度となっています。今後は、施設の老朽化対策に加え、草津川跡地整備事業や中心市街地活性化事業等の大規模な公共投資の影響により、投資的経費は、増加していくことが見込まれます。

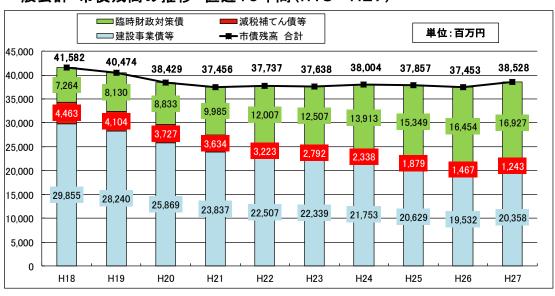
基金残高の推移 直近10年間(H18~H27)



基金総額は、平成 14~16 年度にかけて南草津駅前関連整備(市民交流プラザや南草津図書館)や野路西部区画整理事業の進展により大きく減少した後、近年は100億円を超える水準を維持してきました。平成22年度以降は、地方交付税の増加等に伴い、収支余剰金の基金への積み立てを積極的に実施し、平成27年度末においては、標準財政規模の約64%にあたる約160億円にまで回復しています。

今後は、大規模事業の実施に合わせ、計画的な取崩しを行いながらも、基金の急激な減少に対処するため、必要に応じて随時積み立てを実施していくことが必要です。

一般会計·市債残高の推移 直近10年間(H18~H27)

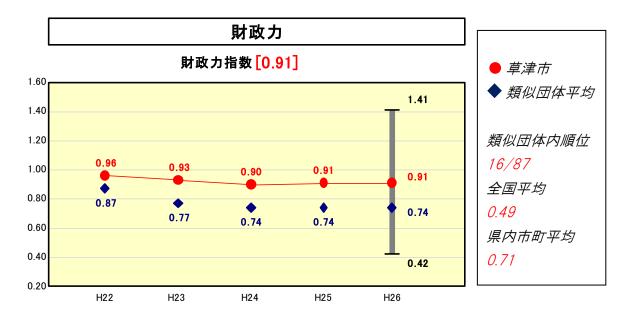


一般会計の市債残高は平成 14 年度の約 450 億円をピークに緩やかに減少し、建設事業債に限って言えば、直近 10 年間で 1/3 にあたる約 100 億円程度減少しています。これは、社会資本整備が一巡し、新規の施設整備等が減少したことによりますが、建設事業債の減少は、一方で既存施設の耐用年数が経過し、大規模改修や建替えの時期が近いことを示しています。

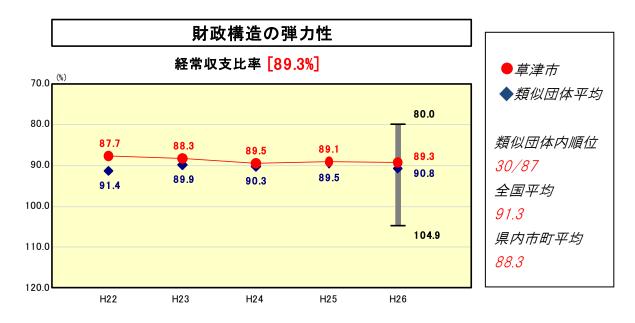
また、市債残高に占める臨時財政対策債等のいわゆる赤字地方債(資産形成を伴わない市

債)の残高は増加の一途であり、現在では全体残高の4割以上を占めるまでになっています。 臨時財政対策債の発行が近年常態化していることを踏まえると、今後の大規模な公共投資 の時期に合わせて、市債残高が再度大きく増加に転じることになり、注意が必要です。

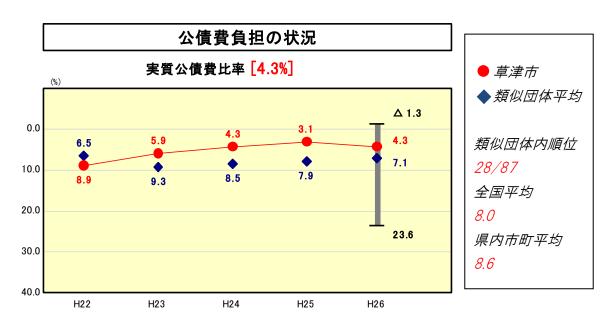
(2) 県内他市町、全国類似団体との比較(平成 26 年度決算)



財政力指数は平成 20 年度以降、単年度で 1.00 を下回っており、7 年連続で普通交付税の 交付団体となっています。不交付であった平成 19 年度と比較すると、法人市民税の減などによ り基準財政収入額が約 10 億円減少している一方、社会保障関係経費を中心に基準財政需要 額が約 21 億円増加しており、基準財政収入額の伸びが鈍化する中で、基準財政需要額の増 加が続いています。

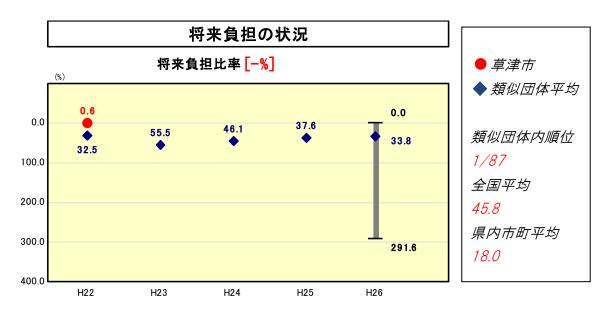


経常収支比率は、一般に市町村では 75%以下が望ましいとされていますが、近年は 90%付近で推移する高止まりの状況が続いており、財政の硬直化が進行しています。これは、義務的経費のうち扶助費の増加が著しいことが大きな要因ですが、少子高齢化の進展に伴い、社会保障関係経費である扶助費は今後も逓増していくことが見込まれることから、適正な課税による市税収入の確保や各種未収金の縮減、未利用財産の処分・利活用の推進など、歳入確保に向けた取組を進めるほか、行政システム改革の推進等を通じて、経費の節減合理化や事業の見直しを図り、適切な水準を維持していくことが必要です。



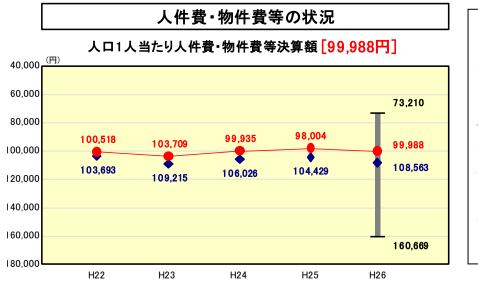
市債の借入条件を見直し、元金償還の据置期間を廃止したこと等に伴い、元利償還金が約4億円増加したことから、比率は3カ年平均で前年度より1.2ポイント悪化(上昇)し、4.3%となりましたが、県内や全国の類似団体と比較して良好な値となっています。

ただし、今後、廃棄物処理施設の更新整備事業等の大規模事業が本格化していくことや、老 朽化した公共施設への対応等により、比率が更に悪化(上昇)する恐れがあり、予算編成および 執行段階の両時点において、借入額の抑制や事業実施による後年度への影響を十分に見極 めていくことが必要です。



比率は、類似団体内でも常に上位に位置していますが、これは本市が、これまで市債残高の 削減に努めてきたことや、類似団体と比べて職員数が少なく、退職金などの将来負担経費が抑 えられていること、また外部団体等に対して損失補償契約をしていないことなどによるものと考え られます。

平成 26 年度は、将来負担すべき負担額に対し、基金などの負担額に充当できる財源が上回り、マイナスとなったため、4 年連続で比率は算定されず、良好な状態を維持しています。 ただし、実質公債費比率と同様に、今後比率は再び上昇することが見込まれています。



人口1人当たり人件費・物件費等の決算額は、類似団体の平均よりも低くなっています。これは、本市がコンパクトシティの利点を生かしながら、職員数を人口千人あたり 5.38 人以内に抑えているほか、指定管理者制度の導入など、アウトソーシングの積極的な推進を図っており、人件費・物件費の両面において概ね効率的な運営ができていることの表れだと思われます。

一方、県内および全国にあっては、市町村合併の影響により、人件費・物件費の総額が増加 している団体が相当数あり、平均値が押し上げられていることが推測されますので、引き続き、 人件費等を含めたトータルコストの概念により行政サービスを点検・検証し、執行体制の見直し や既存事業の廃止・見直し等を図り、効率的な財政運営を推進します。

(3) 財政指標の算定方法

|財政力指数| (3か年平均) = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

|経常収支比率| = (経常経費充当一般財源額)÷(経常一般財源等+臨時財政対策債)×100

(地方債の元利償還金+準元利償還金)-

(特定財源+元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額)

実質公債費比率=-

(3か年平均) 標準財政規模一(元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額)

- ・準元利償還金:イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年 あたりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充て たと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子
- ・特定財源:イからホまでの償還額等に充当された借換債額、公営住宅使用料、都市計画税
- ・基準財政需要額算入額:イからホまでの償還額等に占める交付税基準財政需要額(理論国負担額)

将来負担額一(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率=

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額)

- ・将来負担額:イからチまでの合計額
- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- 二 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設定した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該 債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額:イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金
- ・特定財源見込額:イからへまでの償還額等に充てることができる公営住宅家賃、都市計画税等
- ·基準財政需要額算入額:イ、ハ、二の償還額に占める交付税基準財政需要額(理論国負担額)

(4) 主な財政用語の解説

◎民生費・・・市が歳出において福祉などに支出する経費の総称です。生活保護や高齢者福祉、 障害者福祉、児童福祉に関する費用などがあります。

◎土木費・・・・市が歳出において公共事業・土木事業などに支出する経費の総称です。具体的には、道路や公園、河川、公営住宅など社会資本の整備、管理に要する費用です。

◎扶助費·・・・社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、 国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策 において支出するものとがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の 根幹を成す経費です。

◎公債費···市が借入した市債の元利償還金と一時借入金の利息の合計、つまり借金の返済にあたる経費です。人件費と扶助費とともに、任意で支出を縮減できない義務的経費のひとつとされています。

◎物件費・・・・人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費を総称していいます。賃金(人件費に計上されないもの)、出張旅費、備品購入費(事務用品等)、委託料、報償費(講演会における講師謝礼等)、使用料などがこれに該当し、主に人件費に対応した言葉として使われます。

◎繰出金···一般会計と特別会計、または特別会計間で相互に支出される経費のことで、特別会計の経費のうち、税金等で負担すべき性質のものは、一定の負担区分・基準に基づき、一般会計から特別会計へ繰出(資金の拠出)を行います。

◎市債・・・・市が歳入の不足を補うために行う長期借入金のことです。公共施設の整備などの財源として借り入れ、償還が一会計年度を超えるものを言います。

◎基金・・・・市の貯金のことで、財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための「財政調整基金」のほか、地方債の返済を計画的に行うための「減債基金」、大規模施設の整備などのために積み立てるその他「特定目的基金」があります。

◎一般財源·・・・使途が特定されておらず、市が自らの裁量で自由に使用できる財源のことで、市税や地方交付税、地方譲与税などがこれにあたります。

◎地方交付税・・・地方交付税は、本来地方の税収入とすべきでありますが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)という性格を持っています。地方交付税の総額は、所得税・法人税の 33.1%(平成 27 年度~)、酒税の 50%(平成 27 年度~)、消費税の22.3%(平成 26 年度~)、地方法人税の全額(平成 26 年度~)とされ、また地方交付税の種類は、普通交付税(交付税総額の 94%)及び特別交付税(交付税総額の 6%)とされています。

◎基準財政需要(収入)額···基準財政需要額は、各自治体が標準的な行政運営を行った場合に必要とされる一般財源の総額で、福祉や教育など行政分野ごとに算定し合算されます。 同様に基準財政収入額は、各自治体が標準的な状態で収入が見込まれる市税等の一般財源の総額を一定の方法により集計したものです。いずれも普通交付税の算定に用いられます。

◎臨時財政対策債・・・本来交付税で措置すべき地方の財源不足について、後年度の国による 交付税措置を実質的に約束した上で、国と地方が折半で起債(借入れ)することにより臨時的に 補填する趣旨で導入された制度です。当初は3年間の臨時的な措置とされていましたが、その 後数次にわたり延長され、近年では発行が常態化しています。 ◎標準財政規模・・・地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、経常収支比率や 財政健全化判断比率などの主要な財政指標の分母となる重要な数値です。算出式は、「標準 税収入額+普通地方交付税額+地方譲与税額+交通安全対策特別交付金額+臨時財政 対策債発行可能額」で、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさを示しています。

◎財政健全化判断比率 …地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(「財政健全化法」)が平成 21 年 4 月に全面施行され、同法において、地方公共団体(都道府県、市町村および特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4 つの財政指標が「健全化判断比率」として定めています。

	草津市	早期健全化基準	財政再生基準	
	(平成 27 年度決算)	(平成 27 年度)	(平成 27 年度)	
実質赤字比率	_	12.08%	20.0%	
連結実質赤字比率	_	17.08%	30.0%	
実質公債費比率	5.0%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	-	350.0%	設定なし	

【早期健全化基準】…自主的な改善努力による財政健全化が必要なライン。「財政健全化 計画」を策定し、計画に基づく財政健全化に取り組むことになります。

【財政再生基準】 …国等の関与による確実な再生が必要なライン。「財政再生計画」を策定し、計画に基づく財政再建に取り組むことになります。

◎実質赤字比率・・・・当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額(単年度の収支差額から翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いた上で発生した赤字額)の標準財政規模に対する比率です。財政運営の悪化の度合いを示す指標と言えます。

◎類似団体 ··· 市町村が財政運営の健全性を確保していくためには、自らの財政状況を分析して問題の所在を明らかにし、それを将来の財政運営に反映させていくことが必要です。分析にあたっては、自らの財政状況を他の地方公共団体と比較することが有効ですが、比較対象は、その態様(財政状況を決定する前提条件[例:人口])が自らと類似している団体であることが望ましいと考えられます。類似団体とは、そのような比較検討の資料を提供するため、総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のことです。現在、類似団体の類型は、市(政令市を除く。)及び町村別に、団体の人口及び第2次・第3次産業人口比率を基準として、設定されています。

(参考)草津市の属する区分「Ⅲ-1」(平成 25 年度:88 団体、平成 26 年度:全国 87 団体) 人口 10 万人以上 15 万人未満、産業構造2次·3次 95%未満かつ3次 55%以上の団体 ◎プライマリー・バランス・・・国や地方自治体などの基礎的な財政収支のことで、一般会計において歳入総額から市債借入額を差し引いた金額と、歳出総額から公債費を差し引いた金額とのバランスを言います。ただし、本ガイドラインにおけるプライマリー・バランスとは、市債の借入額と償還額との差額のことを指します。プライマリー・バランスが均衡しているとは、市債の元金償還や利払いに要する経費を除く全ての歳出について、税収など市債の借入に頼らない収入によって賄えていることを意味します。

◎ラスパイレス指数 ··· 国家公務員を 100 とした場合の当該地方公共団体の職員の平均給与水準を示した指数のことです。国家公務員の職員構成を基準として、学歴別・経験年数別に一般行政職の平均給与月額を比較して算出されます。

◎スクラップ・アンド・ビルド(方式) …事業費の膨張を防ぐために、新規・拡大事業を計画する場合には、それに相当するだけの既存事業の廃止・縮減を必要とする考え方です。時代的使命を終えた事業や費用対効果の低い事業を廃止(スクラップ)して、住民ニーズや費用対効果の高い事業に刷新・再構築(ビルド)することを基本とします。

◎普通会計・・・地方公共団体における会計は、団体ごとの範囲が異なるため、比較が困難となっています。そのため地方財政統計上、統一のとれた会計区分が求められており、その会計を普通会計予算といいます。具体的には、一般会計予算と特別会計予算の一部を合算したものです。

◎ファシリティマネジメント・・・・市が所有する建物(ファシリティ)を市民共有の財産として、また、貴重な経営資源として捉え、全庁横断的な視点から総合的な有効活用を図る取組のことです。建物と設備の保有・運用・維持を最適化し、コストの縮減と利便性の高い施設の実現を目指します。

◎草津市公共施設等総合管理計画・・・平成 26 年 4 月 22 日に総務省が示した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見通しについての把握・分析を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を定めることを目的として、平成 28 年 3 月に策定したもので、平成28 年度から平成 47 年度までの20 年間を計画期間としています。

草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針) 改訂版

発行日 平成 28 年 10 月発行

発 行 草津市

編集総務部財政課(市役所3階)

総合政策部経営改革室(市役所 7 階)

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13番 30号

Tel 077-561-2304(財政課)、077-561-6544(経営改革室)

Fax 077-561-2483(財政課)、077-561-2490(経営改革室)

E-mail <u>zaisei@city.kusatsu.lg.jp</u>(財政課)、<u>keiei@city.kusatsu.lg.jp</u>(経営改革室)